

薬 第 1578-5 号

平成 31 年 2 月 19 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 2 月 19 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N—（1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル）—1—（シクロヘキシルメチル）—1 H—インドール—3—カルボキサミド  
及びその塩類

【通称名】 ADB—C H M I C A

- (2) N—エチル—1—（2—フルオロフェニル）プロパン—2—アミン  
及びその塩類

【通称名】 2—F E A、2—f l u o r o e t h a m p h e t a m i n e

(3) N—(2—フルオロフェニル)—N—[1—(2—フェニルエチル)ピペリジン—4—イル] プロパンアミド及びその塩類

【通称名】 O r t h o—f l u o r o f e n t a n y l、  
2—F l u o r o f e n t a n y l、  
o—f l u o r o f e n t a n y l

(4) N—(4—メトキシフェニル)—N—[1—(2—フェニルエチル)ピペリジン—4—イル] ブタンアミド及びその塩類

【通称名】 p—M e t h o x y—b u t y r y l f e n t a n y l、  
P a r a m e t h o x y b u t y r f e n t a n y l、  
4—M e t h o x y b u t y r f e n t a n y l、  
4—M e O—B F

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

平成 31 年 2 月 20 日

大阪府健康医療部 薬務課麻薬毒劇物グループ TEL: 06-6941-9078 (直通) FAX: 06-6944-6701
---